

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 6. 職業能力評価制度・技能振興施策の充実について

### (1) 職業能力評価制度の充実について

- 労働者の能力発揮、効率的な能力向上のためには職業能力を適切に評価できる環境整備が重要。このため、平成29年度重点事項として取り上げた技能検定受検料の減免措置に加えて、「技能検定集中強化プロジェクト」など、職業能力評価制度の整備・普及を進めていく。
- また、技能実習制度の見直しに伴い、技能実習生が受検する技能検定の基礎級や随時3級の受検者数の増加が見込まれる。



### 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

- 都道府県においては、随時3級試験を中心に実施体制の整備を行っていただく必要があるため、都道府県協会と連携の上、試験実施体制の準備を進めていただきたい。また、日本人向けエントリー級である3級についての、若年者に対する積極的な受検促進や、過去の技能検定合格者に、近年の技術革新等を踏まえた新たな知識・技能を付与するフォローアップ講習についても引き続き取り組んでいただくようお願いする。【資料26ページ～】

# 技能検定制度の概要

- 技能検定制度は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度。職業能力開発促進法に基づき昭和34年度から実施。
- 職種ごとに、等級(1～3級など)に区分して、実技試験と学科試験により実施。技能検定に合格した者は、「技能士」(延べ約602万人)と称することができる(名称独占資格)。

<平成28年4月1日現在>

実施主体	職種数	実績 (平成27年度)	代表的な検定分野・職種
都道府県	112職種	受検者数：約20万人 合格者数：約12万人	○主にものづくり技能分野 (製造分野) 旋盤など (建設分野) 建築大工、塗装など
指定試験機関 (民間機関)	15職種	受検者数：約51万人 合格者数：約15万人	○主にサービス技能、知的専門職分野 ファイナンシャル・プランニング、 調理、レストランサービス
(合計)	127職種	受検者数：約71万人 合格者数：約27万人	—

# 技能検定集中強化プロジェクト<産業活動の高度化や労働市場ニーズに即応した技能検定のアップデート、活用促進の総合的取組>の推進

- 製造業の国際競争力の強化、建設業の人手不足の顕在化
- 技能者の人材確保、技能水準の向上により、高品質な製品の製造、企業の生産性の向上を図る必要性の高まり

- 産業競争力会議において外部労働市場の活性化に資する能力評価制度の構築が議論される中で、ものづくり分野の代表的な評価制度である技能検定制度の充実が課題に。
- 日本再興戦略改訂版においても、ものづくりなど人材不足分野における人材確保・育成対策を強化する観点から、技能検定制度のさらなる普及・拡充及び若者を重点とした積極的活用の促進が求められるもの。
- これら課題に対応し、産業活動の変化、高度化や労働市場上のニーズ、技能実習制度の見直し等に即応した技能検定のアップデート、活用促進を図る総合的な取組「技能検定集中強化プロジェクト」として、以下の見直しや事業推進を図る。

## 技能検定が直面する具体の課題

- 一部技術、産業活動の変化に、技能検定の試験内容・手法が適合していないとの指摘
- ものづくり分野を担う人材の確保・育成強化のため、若年者の受検促進のためのさらなる支援が必要
- 外国人技能実習制度の見直し・拡充が行われる中で、到達目標としての技能検定の整備が必要

## 実施事項

技能向上対策費補助金 平成29年度予定額 23.2(14.3)億円  
(うち技能検定集中強化プロジェクト対応分 4.3(4.0)億円)

### ① 検定職種・作業の新設 約0.4(0.3)億円

- ⇒ (1)人材ニーズの高まりの顕在化・技能継承の必要性が認められる分野(例:五軸マシニングセンタ)について、企業・団体への訪問調査等を通じ人材ニーズの把握・分析を行う。
- (2)若年技能者のためのエントリー級である3級職種について、業界関係者、教育訓練関係者等双方からニーズ把握し、人手不足分野を重点に3級職種・作業の新設を行う。

### ② 若年者の受検支援 約1.3(1.5)億円

- ⇒ 訓練受講者等の3級受検を推進するため、職業能力開発施設等との連絡調整及び他等級に比べ実務経験の少ない3級受検者のための用具の備付け、保険加入、これに応じた都道府県協会の体制整備を図る。

### ③ 技能検定の実施内容・方法の改善 約0.2(0.1)億円

- ⇒ (1)設置年が古く評価対象能力の変化の大きな作業の技能検定合格者に対し、都道府県技能検定委員による近年の技術革新等を踏まえたフォローアップ講習を行う。
- (2)事故等により試験が延期された場合に備え、予備の試験問題を整備する。

### ④ 技能実習制度の見直し等に伴う試験問題等作成・試験実施体制確保 約2.4(2.1)億円

- ⇒ (1)技能実習制度の見直し等を踏まえ、外国人技能実習生向け3級・2級、対象職種の拡大に対応した試験問題等の作成を行う。
- (2)技能実習制度の見直しに伴う、技能実習の評価に用いられる技能検定受検者数増に対応するための試験実施体制確保を行う。

## 要求事項

- ① ニーズ分野に係る職種・作業の新設・見直しに係る訪問調査・試験問題案等の作成等、これに伴う人件費
- ② 職業能力開発施設等との連絡会議・用具備付け(連絡会議開催費等)
- ③ 技術革新に対応した技能士へのフォローアップ講習、試験問題の整備(謝金等)
- ④ 技能実習制度の見直し等に伴う技能実習対象職種の拡大に伴う試験問題等の作成及び試験実施体制確保(謝金等)

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 6. 職業能力評価制度・技能振興施策の充実について

### (2) 技能振興施策の充実について

- ものづくり分野においては、若者のものづくり離れ・技能離れに伴い、就業者数の減少が進んでおり、若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進することが求められている。こうした背景を踏まえ、技能振興施策の充実を進めている。



### 今後の方向性、今後取り組んで頂きたい事項

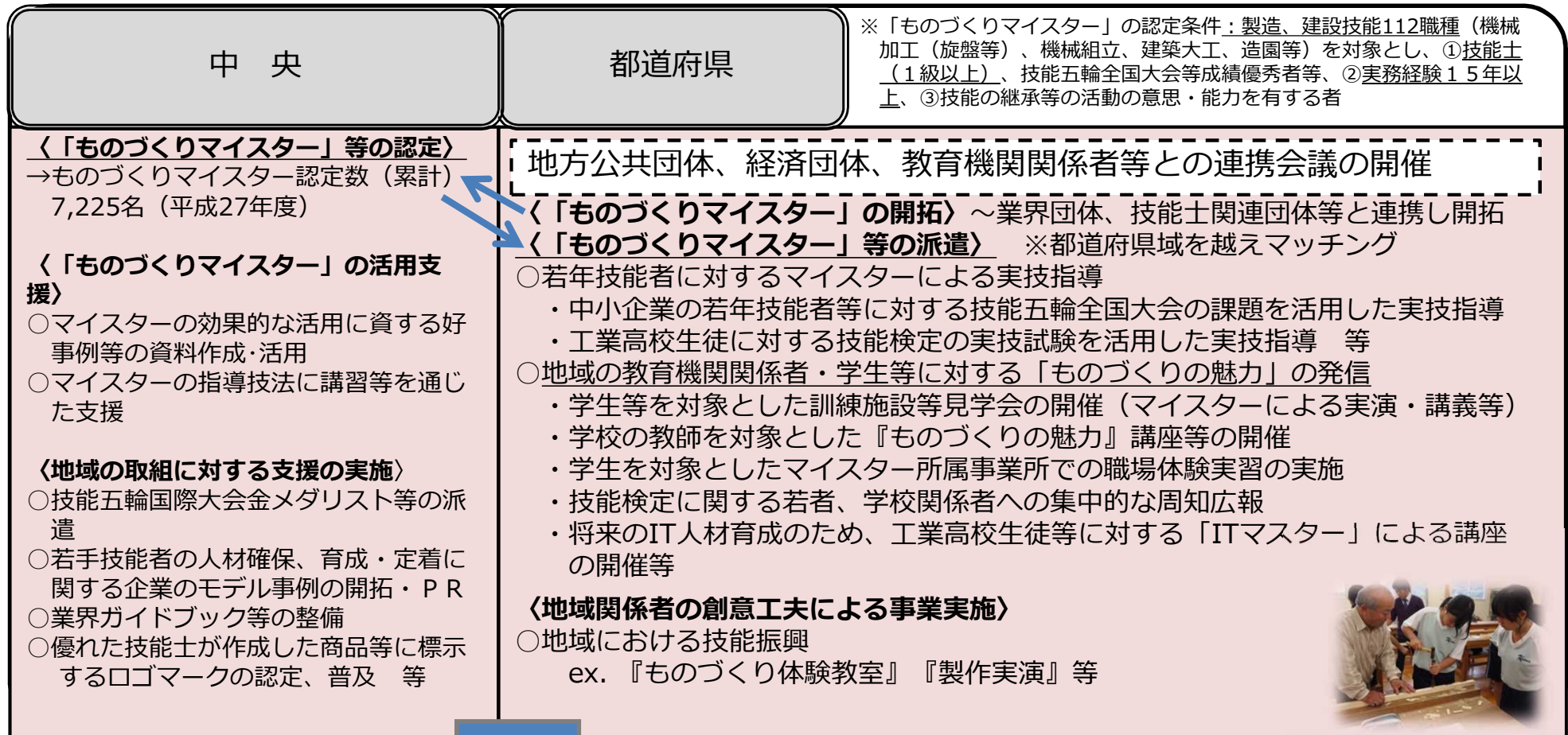
- 厚生労働省「ものづくりマイスター」を企業や学校等に派遣し、若年技能者、学生生徒等への実技指導を行っているところ。都道府県におかれては、教育機関、業界団体との連携会議への参画や、事業の広報など、都道府県技能振興コーナーと連携して、引き続きのご協力をお願いします。【資料29ページ】
- 本年11月に、技能五輪全国大会を栃木県において実施する。各地の技能振興につながるきっかけとなるため、都道府県のトップレベルでご認識いただき、県政にご活用いただきたい。  
また、今後の開催が決定している県におかれては、準備に万全を期していただくとともに、県民への周知等、開催地としての気運の盛り上げをお願いします。特に開催県にふさわしい選手団を送り出せるよう、代表選手の発掘、育成にもご配慮をお願いします。【資料30ページ】
- さらに、技能者の地位の向上や技能尊重機運を高めることを目的として実施している「卓越した技能者の表彰」については本年2月から3月まで推薦を受け付ける。各都道府県におかれては候補者の積極的な選考及び優れた技能者のご推薦をお願いします。【資料31ページ】

# 若年技能者人材育成支援等事業

平成29年度予定額 34 (34) 億円

- 若者のものづくり、技能離れ等の実態を踏まえ、技能尊重機運の醸成、産業活動の基礎となる技能者の育成を図るため、「ものづくりマイスター」の開拓・認定、活用（技能検定・競技大会の課題を用いた実技指導等）による技能継承、その他に地域関係者の創意工夫による技能振興の取組を推進するため、「若年技能者人材育成支援等事業」を実施。

## ＜事業スキーム＞



### ＜企業・業界団体、教育訓練機関＞

若者のものづくり業界への誘導・若年技能者の人材育成、技能尊重機運の醸成 等

# 技能五輪全国大会の概要

**概要** 【後援：文部科学省、経済産業省、国土交通省、各都道府県等】

- **技能五輪全国大会**は、青年技能者（原則23歳以下）がその技能レベルについて日本一を競うことで、若年層の技能の向上を図るとともに、広く国民にもものづくり分野等の技能の重要性・必要性をアピールすることを目的に、昭和38年から毎年開催。幅広い職種を対象とする、唯一の全国レベルの技能競技大会。偶数年度の大会は、翌年に開催される**技能五輪国際大会**＜唯一の世界レベルの技能競技大会（隔年開催）＞の選手選考を兼ねている。

## 第54回技能五輪全国大会の概要（主催：厚生労働省、中央職業能力開発協会）

- **日程** : 平成28年10月21日（金）～10月24日（月）
  - ・開会式：10月21日（金）
  - ・競技：10月22日（土）～23日（日） ※一部の職種の競技は、この日程に先行して実施
  - ・閉会式：10月24日（月）
- **競技会場** : 山形ビッグウイングなど計14会場
- **参加者数** : 1,318人
- **競技職種** : 製造・建設分野をはじめとする41職種



## 【技能五輪全国大会の意義に関する代表的な製造業企業の認識】

（株）東芝は、社内コンテストの充実を技能五輪全国大会の代替対策と位置付け、1980年代後半に参加を取りやめた。しかし、同大会への参加は、①競合他社とのベンチマークを行うことができ、**自社の技能ポテンシャルを高め、イノベーションに結びつけること**、②若年層のモチベーションを高め、モラルアップにつながること、③**企業イメージの向上を図ることができること**等の利点があることから、再度2010年から技能五輪全国大会に参加。（平成24年「ものづくり白書」（抄）より）

## 【技能五輪全国・国際大会の開催（予定）地】

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
技能五輪全国大会	愛知県	中央（千葉県など）	山形県	栃木県	沖縄県	愛知県	愛知県	未定
技能五輪国際大会	選考・派遣	ブラジル（サンパウロ）	選考・派遣	UAE（アブダビ）	選考・派遣	ロシア（カザン）	選考・派遣	未定

## 技能五輪全国大会の競技職種（計41職種）

- 電子技術系（4職種） ... メカトロニクス、電子機器組立て、電工、工場電気設備
- 情報通信系（3職種） ... ITネットワークシステム管理、情報ネットワーク施工、ウェブデザイン
- 機械系（9職種） ... 機械組立て、抜き型、精密機器組立て、機械製図、旋盤、フライス盤、木型、自動車工、時計修理
- 金属系（5職種） ... 構造物鉄工、電気溶接、自動車板金、曲げ板金、車体塗装
- 建設・建築系（10職種） ... タイル張り、配管、石工、左官、家具、建具、建築大工、造園、冷凍空調技術、とび
- サービス・ファッション系（10職種） ... 貴金属装身具、フラワー装飾、美容、理容、洋裁、洋菓子製造、西洋料理、和裁、日本料理、レストランサービス

# 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度

## 趣旨

卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るとともに、青少年がその適性に応じ、誇りと希望を持って技能労働者となり、その職業に精進する気運を高めることを目的としている。

## 被表彰者の決定

被表彰者は、次の各号の全ての要件を充たす者であって、都道府県知事、全国的な事業主団体等の推薦を受けた者のうちから、厚生労働大臣が技能者表彰審査委員の意見を聴いて決定する。

- ①きわめてすぐれた技能を有する者
- ②現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- ③技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ④他の技能者の模範と認められる者

## 表彰

表彰は、厚生労働大臣が毎年1回、概ね150名の被表彰者に表彰状、卓越技能章(盾及び徽章)及び褒賞金(10万円)を授与して行われる。平成28年度の受賞者は、金属熱処理工、旋盤工、板金工、溶接工、機械組立工などの工業系技能職から62名、大工、左官、造園工、紳士服仕立職、調理人、畳工、表具師などの生業系技能職から98名の合計160名。昭和42年に第1回の表彰が行われて以来、平成28年度の第50回の表彰までで6,047名が表彰されている。

## 平成28年度の代表的な被表彰者



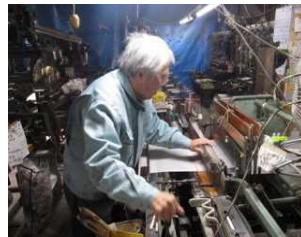
永瀬 勇 氏  
(機械込造型工)

極低熱膨張合金鋳物について高い精度を保つ卓越した技能を有し、後進の育成にも多大なる貢献。



荒井 寛子 氏  
(機械時計組立・調整工、  
電気時計組立・調整工)

機械式時計における精密時間調整に卓越した技能を有しており、地域・社外での技能継承にも多大なる貢献。



川戸 久幸 氏  
(織布工)

丹後ちりめんを織り上げる全工程を一人で作業する卓越した技能を有する。丹後産地の伝統的な撚糸機を用いるなど伝統の継承にも多大なる貢献。



福森 静男 氏  
(建築大工)

数寄屋建築の大工棟梁として丸太普請の技能に優れ、多くの文化財などの保存・修復技術に貢献。



上柿元 勝 氏  
(西洋料理調理人)

日本の食材とフランス料理と融合させる卓越した技能を有し、要人の料理を担当するなど高く評価されている。後進への技能伝承にも尽力している。



川崎 幸子 氏  
(人形製造工)

数少ない女性博多人形師として、独自の作風を確立し、博多人形の世界に新たな分野を開拓。博多人形の素晴らしさを伝えることにも貢献。

# 全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

## 7. 外国人技能実習法の施行について

- 法務省と共同で国会へ提出していた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が、昨年11月18日(金)に成立、同28日(月)に公布。施行日は公布から1年以内。
- 本法律には、技能実習生ごとに作成する技能実習計画の認定や監理団体※の許可等の導入、技能実習生に対する相談・援助、監理団体・実習実施者に対する実地での検査、これらの業務を担う外国人技能実習機構の新設等が盛り込まれている。【資料33ページ～】

※団体監理型の受入れ(技能実習生数ベースで全体の約96%)では、非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受け入れて 傘下の実習実施者(企業等)で実習を実施。

- 都道府県の皆様にご協力をお願いしたい主な事項は以下のとおり。
- ①主務大臣(法務大臣及び厚生労働大臣)が技能実習生の保護等のために必要があると認めるときに、事業所管大臣に対して各種業法等に基づく協力要請を行うこととしている。要請が行われた場合には、監理団体等への指導等の協力をお願いしたい。
- ②地域ごとの都道府県を含む関係行政機関等による地域協議会を設置することとしており、同協議会への出席等をお願いしたい。
- ③技能検定については、以下のとおり受検が義務付けられる。
  - ・技能実習1号(1年目)修了時:技能検定基礎2級相当(従前どおり)
  - ・技能実習2号(2～3年目)修了時:技能検定3級相当の実技試験(新規)
  - ・技能実習3号(4～5年目※)修了時:技能検定2級相当の実技試験(新規)
  - ・技能実習3号に移行する実習生の要件:技能検定3級相当の実技試験の合格(新規)このため、受検申請がなされた場合に適正に実施いただけるよう、制度の見直しにより受検が必須となる随時3級等の実施体制の整備をお願いしたい。

※新たに本法律により優良な受入れ機関に限って認められる

### ⇒ 今後取り組んで頂きたい事項

- 上記の事項をお含み置きいただきたい。詳細については、改めてお知らせする。



# 技能実習制度の見直しの内容について

別添1

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

## 現 行

- ①政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ②監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④実習生の保護体制が不十分
- ⑤業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

## 見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

- ①優良な監理団体等への実習期間の延長又は再実習
- ②優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大
- ③対象職種 of 拡大

**3年間** ⇒ **5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで** ⇒ **最大10%まで等**)

**地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)**・**複数職種の実習の措置**  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

## 法律の概要

### ※ 法務省及び厚生労働省で共管

#### 1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
  - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
  - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
  - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
  - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

#### 2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

#### 3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

## 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日  
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日

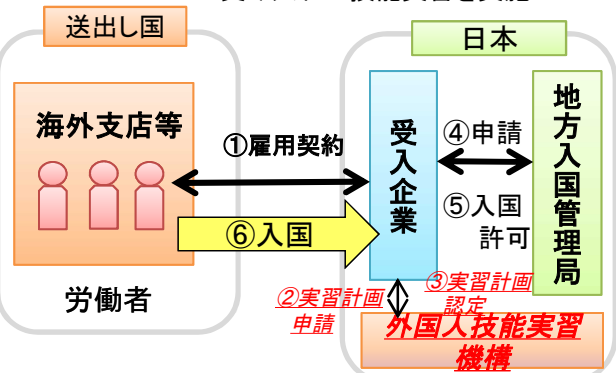
平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

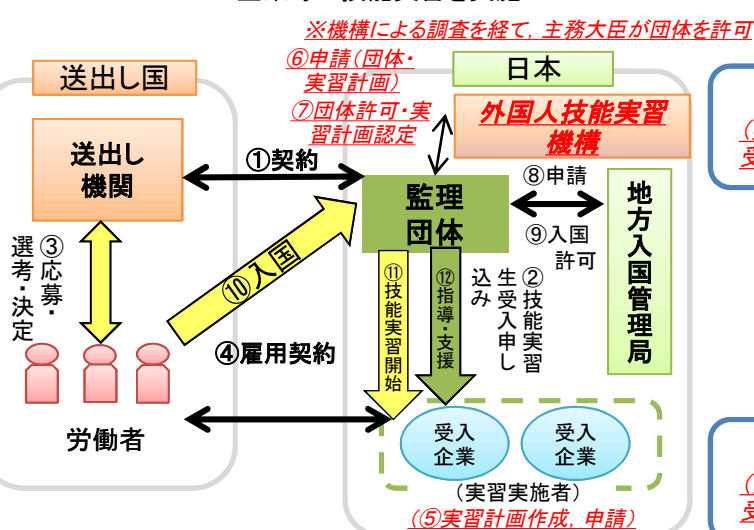
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約21万人在留している。  
※平成28年6月末時点

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

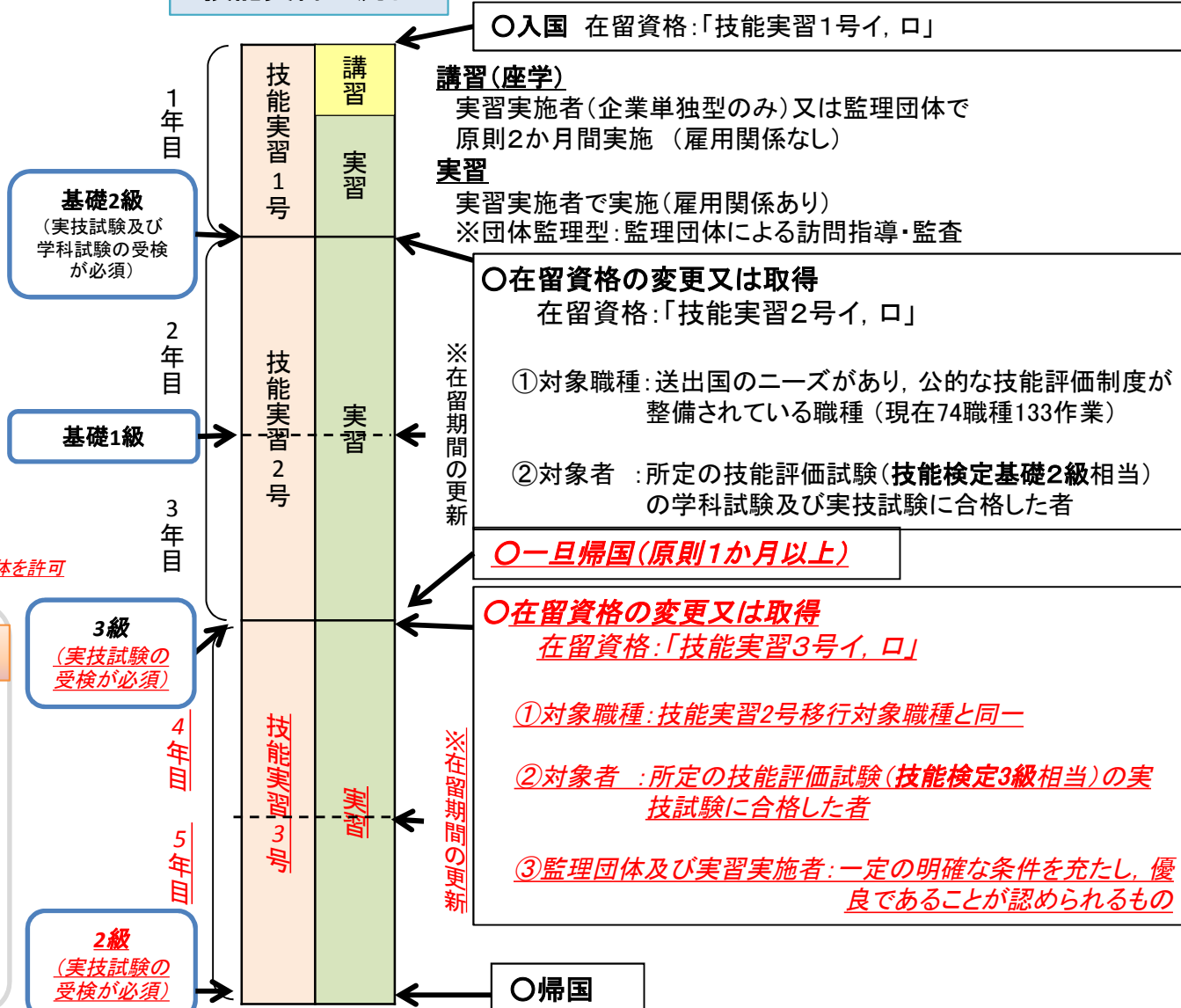
**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



## 技能実習の流れ



# 技能実習2号移行対象職種

(平成28年4月1日時点 74職種133作業)

別添4

## 1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業 *	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業 *	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業 *	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	曳網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業 *	ホタテガイ・マガキ養殖作業

## 3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工作業
	ロータリー式さく井工作業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工作業
型枠施工	型枠工作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工作業
	カーペット系床仕上げ工作業
	鋼製下地工作業
ボード仕上げ工作業	ボード仕上げ工作業
カーテン工	カーテン工作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工作業
表装	壁装作業
建設機械施工 *	押土・整地作業
	積み込み作業
	掘削作業
	締固め作業

## 4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締 *	缶詰巻締
食鳥処理加工 *	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造 *	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造 *	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
牛豚食肉処理加工 *	牛豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
惣菜製造 *	惣菜加工作業

## 5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転 *	前紡工作業
	精紡工作業
	巻糸工作業
	合燃糸工作業
織布運転 *	準備工作業
	製織工作業
	仕上工作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造 *	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造 *	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造 *	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製 *	自動車シート縫製作業

## 6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業
	非鉄金属鑄物鑄造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
回転電機巻線製作	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造作業

## 7 その他 (12職種24作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接 *	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
	紙器・段ボール箱製造
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造 *	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	ハット印刷作業
自動車整備 *	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業

(注) \*の職種: 「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」による確認の上, 職業能力開発局長が認定した職種

## ①同一の作業の反復のみではないこと

- 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。＜法務省上陸基準省令＞

## ②送出し国の実習ニーズに合致すること

- 技能実習生の母国において修得することが不可能又は困難であること。＜法務省上陸基準省令＞
- 技能実習生が帰国後、我が国において修得した技能等を活かすことが予定されていること。  
＜法務省上陸基準省令＞

## ③実習の成果が評価できる公的評価システムがあること (技能実習2号移行の要件)

- 対象技能等に係る公的評価システム（技能検定その他これに準ずる検定又は試験（※））があること  
＜法務省変更基準省令＞
  - ※ 技能検定に準ずる検定又は試験は、職業能力開発局長が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表することとしている。＜厚生労働大臣公示＞  
(参考) 74職種133作業のうち、20職種49作業が技能検定に準ずる検定又は試験である。

※法務省上陸基準省令：出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令

法務省変更基準省令：出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令

厚生労働大臣公示：「技能実習制度推進事業等運営基本方針」（平成5年4月5日厚生労働大臣公示、最終改正平成28年4月1日）

## 背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するために、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図ることとされ、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

## 外国人技能実習機構の主な業務（案）

- 技能実習計画の認定
- 実習実施者の届出の受理
- 技能実習生に対する相談・援助
- 実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査
- 監理団体の許可に関する調査

## 組織形態（案）

認可法人（発起人が設立し、主務大臣が設立を認可）

## 体制（案）

指導監督業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。

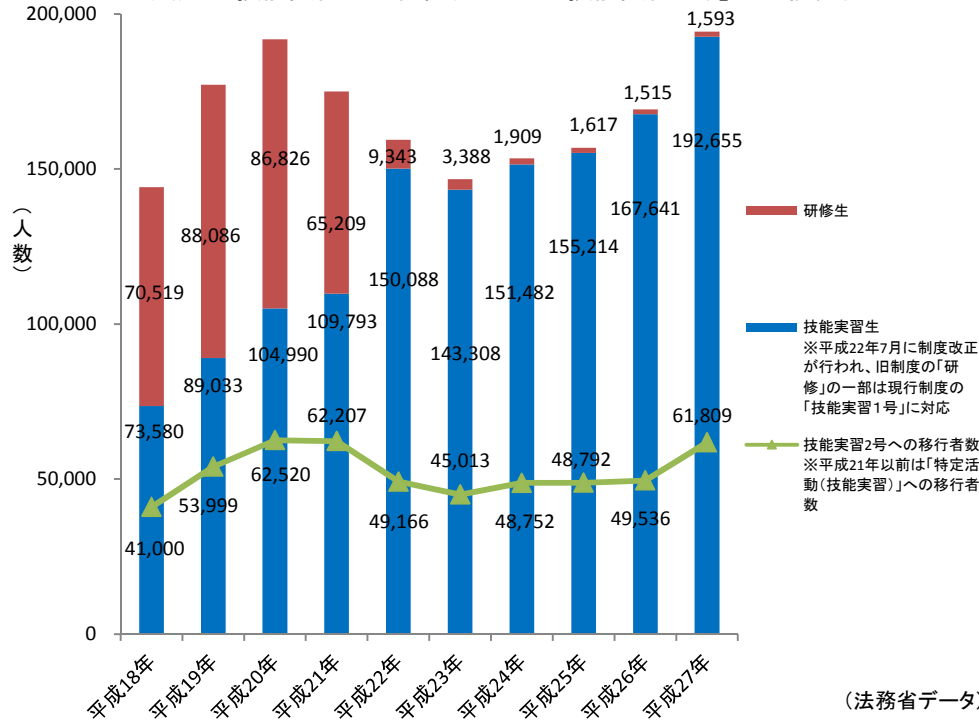
（本部（80人程度）、地方事務所（13か所※（本所8か所、支所5か所）・250人程度）

※札幌、仙台、東京、水戸、長野、名古屋、富山、大阪、広島、高松、松山、福岡、熊本

- 業務量  
イメージ
- 監理団体（約1,900団体）への実地検査を年1回実施
  - 実習実施機関（約3万5,000事業場）への実地検査を実施（約3年間で全数を網羅）

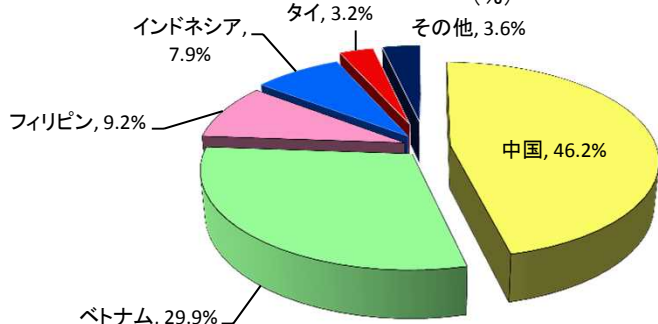
1 平成27年末の技能実習生の数は、192,655人  
 ※技能実習2号への移行者数は、61,809人

研修生・技能実習生の在留状況及び「技能実習2号」への移行状況



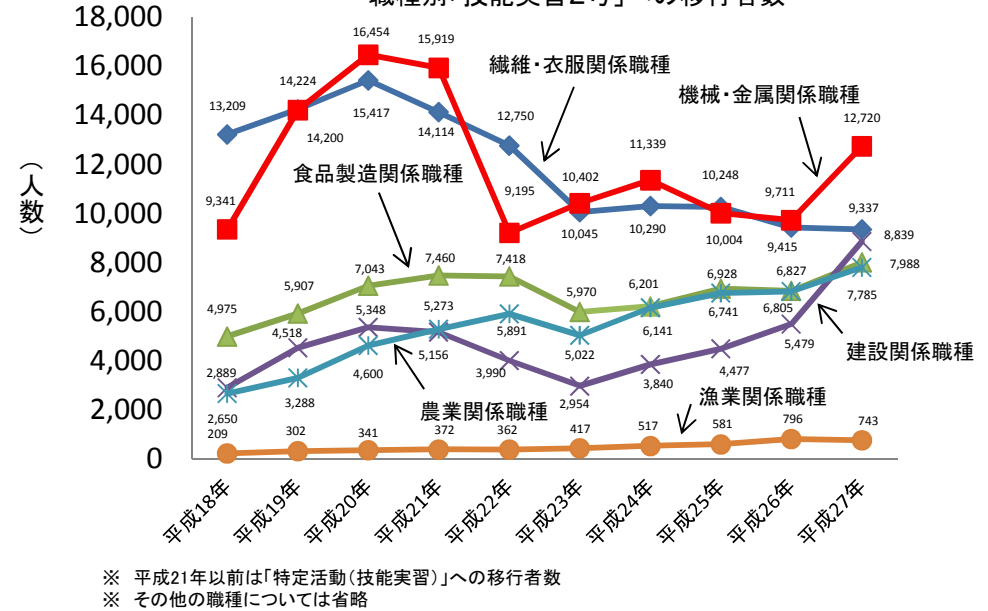
2 受入人数の多い国は、①中国 ②ベトナム ③フィリピン

平成27年末 在留資格「技能実習」総在留外国人国籍別構成比 (%)



3 全体で74職種あり、受入人数の多い職種は、  
 ①機械・金属関係 ②繊維・衣服関係 ③建設関係

職種別「技能実習2号」への移行者数



4 団体監理型の受入れが96.1%  
 実習実施機関の半数以上が、従業員数19人以下の零細企業

平成27年末「技能実習」に係る受入形態別総在留者数 平成27年度 技能実習実施機関従業員規模別構成比 (団体監理型)

